



6 足監発第 1 1 7 7 号
令和 6 年 1 1 月 2 5 日

足立区議会議長 た だ 太 郎 様
足 立 区 長 近 藤 やよい 様
足 立 区 教 育 委 員 会 様

足立区監査委員 初 谷 武 志
同 寺 口 正 治
同 くじらい 実
同 さ の 智恵子

令和 6 年度 定期監査（第二期）結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した
令和 6 年度定期監査（第二期）の結果報告書を、同条第 9 項及び第 1 0 項並び
に足立区監査基準第 3 6 条の規定により下記のとおり提出します。

なお本監査には、綿谷久司前監査委員は令和 6 年 1 0 月 2 5 日まで、初谷武志
監査委員は令和 6 年 1 0 月 2 8 日から関与いたしました。

記

令和 6 年度 定期監査（第二期）結果報告書

1 監査の対象事務

主として令和 5 年度の財務に関する事務及び事業の執行等

2 監査期間

令和 6 年 8 月 2 7 日から令和 6 年 1 1 月 2 5 日まで

3 監査の対象部課及び実施日

別紙 1 「令和 6 年度 定期監査（第二期）対象・日程表」のとおり

4 監査の基本方針

地方自治法第 1 9 9 条第 3 項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、
区の行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の

合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な行財政運営が確保されているか検証するとともに事務事業の改善指導を行った。

5 監査の重点項目

契約に係る事務処理が、適正に行われているか検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 契約事務の適正な執行について

予定価格が30万円以上の物品購入契約については、契約事務規則第3条第2項により契約事務を処理する権限が主管課の部長等に委任されていないことから、契約課契約とすることになっている。

子ども施設指導・支援課の契約事務を監査したところ、次のような契約事務の基本から外れた行為が行われていた。

予定価格を合計すると308,220円である2件のリーフレット印刷契約について、契約請求決定日、見積書徴取先が同一であることから、1件の契約として契約課へ契約請求すべきであるにもかかわらず、2件の契約として主管課契約を行っていた。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう、全庁的にチェック機能を働かせることを含め必要な改善措置を講じられたい。

〈子ども施設指導・支援課〉

イ 開かれた学校づくり協議会に対する補助金交付事務について

青少年課（以下「所管課」という。）では、「足立区開かれた学校づくり協議会補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、開かれた学校づくり協議会（以下「協議会」という。）の活動を支援することを目的とし、区立小中学校内に設置された協議会に対し、協議会が実施する活動を行うために要した費用を補助している。

この補助金交付事務について監査したところ、次のような不適切な事務処理が確認された。

交付要綱第5条第3号において、補助金は「補助金総額のうち2万円を超える会議用茶菓購入経費」に支出することができないと規定されている。しかし、所管課は補助金の交付決定を受けた協議会から、事業終了後に提出された実績報告書等を基に行う審査を適切に行っておらず、結果的に2万円を超える会議用茶菓購入経費を補助していた。

今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を講じられたい。

〈青少年課〉

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

(2) 注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を口頭により指導したものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂正し返還又は追加支出のあったことを確認した。

ア 財務関係

(ア) 事案決定関係

- a 事案決定区分が区長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈学務課〉

- b 事案決定区分が副区長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈教育相談課〉

(a、bの根拠) 足立区事案決定規程第3条

足立区教育委員会事務局事案決定規程

第4条第2項、第17条

- c 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈学務課、保育・入園課〉

(根拠) 足立区教育委員会事務局事案決定規程第4条第2項

- d 契約権限が部長に委任されている契約について、事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの

〈学務課、私立保育園課〉

(根拠) 足立区教育委員会事務局事案決定規程第4条第2項

足立区契約事務規則第3条第2項

(イ) 契約関係

- a 委託契約において、仕様書で区への提出を定めている「登録車両の全て又は本委託に係る全車両の形状・登録番号の一覧表」を提出させていないもの

〈学務課、教育相談課〉

(根拠) 契約約款(委託)第1条、委託契約仕様書

- b 1件の予定価格が30万円以上の物品買入契約は、主管課の契約権限を超えるため、契約課に契約請求しなければならないにもかかわらず、主管課で契約しているもの

〈学務課〉

(根拠) 足立区契約事務規則第3条第2項

(ウ) その他

- a 5万円以上の物品について備品登録をしていないもの

〈梅島小学校、西新井第二小学校〉

(根拠) 足立区物品管理規則第14条、第24条

- b 令和4年度に収納した保育料を出納整理期間中に還付する場合は、令和4年度の歳入から戻すべきところ、令和5年度の歳出で支出しているもの

〈保育・入園課〉

(根拠) 地方自治法施行令第165条の6

足立区会計事務規則第95条第1項

金銭会計事務質疑応答集

イ 旅費関係

- (ア) 運賃を誤って支給しているもの

〈学童保育課、子ども施設指導・支援課、

学力定着推進課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

- (イ) 特別な理由なく、最も経済的な通常の経路以外の経路で旅費を支給しているもの

〈学務課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

旅費事務の手引

(ウ) 通勤経路部分の旅費を支給しているもの

＜子ども施設指導・支援課＞

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 7 条
旅費事務の手引

(エ) 出張命令により旅行しているにもかかわらず、旅費を支給していないもの

＜学務課、学童保育課、学力定着推進課＞

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 3 条第 1 項

(オ) 妊婦通勤時間を取得している者に対し、妊婦通勤時間取得後にかかる帰路の旅費を支給しているもの

＜私立保育園課＞

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 3 条第 1 項
旅費事務の手引

(カ) I C 運賃で通勤手当認定を受けている者が、通勤経路を越えて出張し、出張先までの運賃と通勤経路の運賃との差額分を支給すべきところ、運賃を誤って支給しているもの

＜竹の塚小学校、学力定着推進課＞

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 7 条

(キ) 旅行命令簿の修正、旅費の追加支給・返納が必要なことに気付いたが、修正処理を行っていなかったもの

＜学力定着推進課＞

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第 3 条第 1 項
旅費事務の手引

7 監査委員意見
特になし

以 上

令和6年度 定期監査（第二期）対象・日程表

1 委員監査

月 日	曜日	部局名	監 査 対 象	監査会場
8月27日	火	学校運営部	①学務課、おいしい給食担当課 ②学校施設管理課	監査室
8月29日	木	学校運営部	①梅島小学校 ②第六中学校	各校
			①中島根小学校 ②六月中学校	
8月30日	金	学校運営部	①弘道小学校 ②足立小学校	各校
			①花畑第一小学校 ②第十三中学校	
9月2日	月	教育指導部	①学力定着推進課 ②教育指導課	監査室
9月3日	火	教育指導部	①学校 I C T 推進課 ②教育政策課	監査室
9月4日	水	教育指導部	①支援管理課、教育相談課	各課
		子ども家庭部	②こども家庭相談課	
9月6日	金	子ども家庭部	①保育園集合（本木、六木、大谷田第一）	監査室
9月9日	月	学校運営部	①第五中学校	各校
			①竹の塚小学校 ②伊興小学校	
9月10日	火	学校運営部	①舎人第一小学校 ②江北桜中学校	各校
9月11日	水	子ども家庭部	①私立保育園課 ②学童保育課	監査室
9月20日	金	子ども家庭部	①幼稚園・地域保育課 ②保育・入園課	監査室
9月24日	火	子ども家庭部	①子ども政策課 ②子ども施設指導・支援課	監査室
9月30日	月	学校運営部	①青少年課 ②学校支援課	監査室

<部長監査>

月 日	曜日	監 査 対 象	監査会場
10月18日	金	①子ども家庭部 ②教育指導部	監査室
10月22日	火	①学校運営部	監査室

2 事務監査

月 日	曜日	部局名	監 査 対 象	監査会場
8月28日	水	学校運営部	①寺地小学校 ②第六中学校	各校
			①舎人小学校 ②入谷南中学校	
8月29日	木	学校運営部	学校支援課	1201会議室
8月30日	金	学校運営部	①舎人第一小学校	各校
			①西新井第二小学校 ②伊興小学校	
9月2日	月	学校運営部	学校施設管理課	1202会議室
		教育指導部	教育指導課	
9月3日	火	学校運営部	学務課、おいしい給食担当課	1202会議室
9月5日	木	子ども家庭部	私立保育園課	1203会議室
9月6日	金	教育指導部	教育政策課、学校 I C T 推進課、学力定着推進課	1204会議室
9月9日	月	学校運営部	①東湊江小学校	各校
			①梅島小学校 ②第五中学校	
9月10日	火	学校運営部	①花畑小学校 ②第十三中学校	各校
			①江北桜中学校 ②西新井中学校	
9月12日	木	学校運営部	①中島根小学校 ②六月中学校	各校
			①弘道小学校 ②足立小学校	
9月19日	木	子ども家庭部	保育・入園課	1204会議室
9月26日	木	子ども家庭部	幼稚園・地域保育課	1203会議室
9月27日	金	教育指導部	支援管理課、教育相談課	各課
		子ども家庭部	こども家庭相談課	
9月30日	月	子ども家庭部	子ども政策課、子ども施設指導・支援課	1203会議室
10月1日	火	学校運営部 子ども家庭部	①栗原北小学校 ②竹の塚小学校	各校・園
			①南保木間保育園 ②花畑第一小学校	
10月3日	木	学校運営部 子ども家庭部	①おおやたこども園 ②大谷田第一保育園	各校・園
			①緑町保育園 ②本木保育園	
			①加賀保育園 ②加賀中学校	
			①花畑桑袋保育園 ②桜花小学校	
10月4日	金	学校運営部 子ども家庭部	①いりや第一保育園 ②いりや第二保育園	各校・園
			①六木保育園 ②六木小学校	
10月7日	月	学校運営部	青少年課	1203会議室
		子ども家庭部	学童保育課	

3 旅費・手当等監査対象所属

教育政策課、学校ＩＣＴ推進課、学力定着推進課、学務課、おいしい給食担当課、子ども政策課、子ども施設指導・支援課、保育・入園課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課、学童保育課